

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 7 月 7 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501037号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600074号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月9日の標準賞与額を95万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

A事業所から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がないため、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与個人別明細一覧表並びにB中央金庫本店営業部から提出された普通預金・当座貸越元帳により、請求者は平成17年12月9日に同事業所から賞与の支給を受け、標準賞与額95万9,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、請求者は社会保険関係の取りまとめをしていたと陳述しているところ、請求期間当時の代表理事及び複数の同僚は、実際に給与及び賞与計算事務並びに社会保険の手続きを行っていたのは社会保険労務士であったと回答しており、当該社会保険労務士も社会保険の手続き等を受託していたが、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出については失念したことを認めていることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書きの規定に該当しないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳より確認できる厚生年金保険料控除額から、95万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、請

求期間当時の代表理事は、上記社会保険労務士に依頼していたため不明としているが、当該社会保険労務士は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600137号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600075号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年7月26日の標準賞与額を17万5,000円から19万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月26日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月26日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月26日

請求期間に支給された賞与は20万円であったが、厚生年金の記録では17万5,000円となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者の請求期間に係る賞与台帳及びC銀行から提出された請求者に係る普通預金元帳により、請求者は請求期間に賞与(20万円)を支給され、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が残っておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600025号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600017号

## 第1 結論

平成5年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年3月

平成3年4月から平成5年3月までの期間に係る国民年金保険料は、当時、学生だった自分に代わり、母が毎月確実に納付していたはずである。平成3年4月から平成5年2月までの期間に係る保険料は納付済の記録となっているのに、請求期間のみが未納の記録となっていることには納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親がA市(現在は、B市)において平成3年4月から平成5年3月までの期間に係る国民年金保険料を毎月納付してくれていたと主張しているところ、請求期間前の平成3年4月から平成5年2月までの期間に保険料の未納はないことから、請求者の母親の保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、平成3年4月から平成5年2月までの期間に係る国民年金保険料は、いずれも各月の納付期限を過ぎて数か月分をまとめて、又は1か月分が納付されており、また、平成5年2月分の保険料は同年4月26日に納付されているところ、請求者の母親の陳述によると、請求期間の保険料である平成5年3月分については、同年4月中に納めた記憶はないとしている。

また、請求者は、平成5年4月に就職したことに伴い、A市からC市に転出しているところ、オンライン記録によると、C市を管轄する社会保険事務所(当時)において、平成6年6月7日に請求者に対して請求期間に係る過年度納付書が作成された記録があることから、当該日において請求期間に係る保険料は未納として記録管理されていたことが推認できる。

さらに、請求者の母親は、請求者がC市に住所を変更した後に、請求者に係る過年度の国民年金保険料を納付した記憶はないとしている。

加えて、社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金

記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。